

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「地域振興部うだ・アニマルパーク振興室」を「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改め、同表精華学院の項の次に次のように加える。

医療政策部地 域医療連携課 医師・看護師 確保対策室	医師（人事委員会の定める職員に限る。）	二
-------------------------------------	---------------------	---

別表第一特別支援学校の項から学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百四十条に規定する特別の教育課程を置く学校の項までの規定中「一・二五」を「一」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。